

令和3年10月13日

酒田記者クラブ加盟社 各位

## 遊佐町沖洋上風力発電事業に係る 計画段階環境配慮書に対する意見について

標記の件について、別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

### 別添資料

計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）（写） 1部

### （内容）

- ・環境影響評価法に基づいて、下記の計画段階環境配慮書が事業者により県知事に提出されました。それに基づき、令和3年6月2日付で県知事から酒田市長に対し、計画段階環境配慮書に対する意見を提出するよう依頼がありました。
- ・（仮称）山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書  
東京電力リニューアブルパワー株式会社
- ・酒田市長は酒田市環境審議会に諮問を行い、その答申及び関連各課の意見を参考として市長意見を作成し、このたび県知事あてに提出を行ったものです。
- ・県では、10月13日（水）に第45回山形県環境影響評価審査会を開催し、この件について審査を行うとのことです。

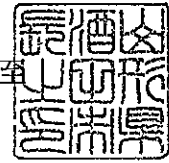
●お問い合わせ／環境衛生課環境保全係  
齋藤

TEL 31-0933、FAX 31-0932

Eメール kankyo@city.sakata.lg.jp

山形県知事 吉村 美栄子 殿

酒田市長 丸山 幸



計画段階環境配慮書に対する意見について（回答）

み自第179号（令和3年6月2日付）で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

（仮称）山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書  
東京電力リニューアブルパワー株式会社

- 1 先行の洋上風力発電事業からの最新の知見も踏まえながら、鳥類、海洋生物、景観、騒音、砂浜などの地形及び地質等の環境への負荷低減に向けて真摯に取り組むこと
- 2 事業の位置・規模、建造物の配置・構造等の検討にあたっては、現地確認や最新情報の収集を適切に行い、環境に対する影響の大きさを整理し反映すること
- 3 発電設備の配置については、バードストライクや鳥類の移動経路阻害等の影響が懸念されることから、複数の専門家や研究機関等からの助言も踏まえ、鳥類に対する適切な調査、予測、評価を行い、影響の回避、低減を図ること
- 4 県、市、漁業協同組合等の関係機関やその他の利害関係者との調整を行い、地域住民に対して丁寧な説明を行い、意見を聞くこと
- 5 想定区域周辺で稼働している既存陸上風力発電施設に、当該洋上風力発電施設が加わることによる累積的な影響についても調査、予測、評価を行うこと
- 6 景観については、主要な眺望点からの眺望を妨げないように配置や高さ、色などに配慮するとともに、他に追加すべき眺望点や景観資源等について広く検討すること
- 7 現在、景観評価に活用されているガイドラインは送電鉄塔のものであることから、風力発電設備を想定した新たな評価方法を検討すること
- 8 風力発電機の塗装色については、景観に配慮するとともに、鳥類の保護など環境への影響を低減する配色で検討し、調査、予測、評価を行うこと
- 9 事業の位置・規模、建造物の配置・構造等に関する適切な複数案を提示することで、環境影響の比較検討を行うこと  
それができない場合は個別具体的な理由を明記し、調査、予測、評価を行うこと
- 10 「人と自然との触れ合いの活動の場」についても計画段階配慮事項として選定し検討を行うこと
- 11 発電設備設置後、空域における鳥類への影響及び海域における生物への影響が懸念されることから、発電設備設置前後の継続的で長期的なモニタリング調査について検討し、その影響について把握する体制整備に努めること